

平成 16 年 10 月 7 日

各 位

大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号
オンキヨー株式会社
取締役社長 大 舘 直 人
(コード番号：6729)

問合せ先： 取締役執行役員
管理本部副本部長
小 関 雅 富
電話番号：072 - 831 - 8001

訴訟の提起のお知らせ

今般、当社および連結子会社(以下、当社グループ)は下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟を提起した者の名称、住所および代表者の氏名

団体名 G. Jeff Mennen and Wilmington Trust Company
(以下、メンネントラスト)
所在地 Delaware, U.S.A.
代表者 G. Jeff Mennen 他

2. 当該訴訟の提起を受けた当社および当該連結子会社の名称、住所および代表者の氏名

(1) 当社

社名 オンキヨー株式会社
所在地 大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号
代表者 取締役社長 大 舘 直 人

(2) 連結子会社

社名 ONKYO (MALAYSIA) SDN. BHD.
所在地 No.1, JALAN P/5, KAWASAN PERUSAHAAN SEKSYEN 13,
43650 BANDAR BARU BANGI, SELANGOR DARUL EHSAN, MALAYSIA
代表者 代表取締役社長 宮本 和夫

(3) 連結子会社

社名 ONKYO EUROPE ELECTRONICS GMBH
所在地 LIEGNITZERSTRASSE 6, 82194 GROEBENZELL, GERMANY
代表者 支配人 森 勇

3. 当該訴訟の提起があった裁判所および年月日

米国フロリダ州南部地区連邦裁判所 平成 16 年 10 月 1 日 (訴状送達日)

4. 当該訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 内容

本件は、平成15年11月14日に開示いたしました Global Technovations, Inc.(以下GTI)および Onkyo America, Inc.(以下OAI)を原告とし、当社および連結子会社を被告とする訴訟に関連した事案です。

当該開示の一部を再掲いたしますと、以下のとおりであります。

「原告GTIは、2000年8月に、オンキヨー株式会社、ONKYO EUROPE ELECTRONICS GMBH および ONKYO (MALAYSIA) SDN.BHD. が保有していたOAIの全株式を取得しました。

その後、2001年12月に、GTIおよびOAIは市場環境の低迷と売上高の減少による財政状態の悪化を理由に破産法の適用を申請しました。

ところが今日に至って、GTIは2000年8月のOAI株式の取引の無効を主張し、譲渡対価の一部である13百万USドルの払い戻し等を要求しています。」

一方、今回の訴えは、当社グループからOAI株式を取得するにあたって、GTIがその株式取得資金の融資を受けたメンネントラストを原告とするものです。

原告は、GTIに対して当該株式取得資金および株式取得後の運転資金の融資を行っていたが、GTIとOAIが破産法の適用を申請するに至って、その債権の回収が不能になったとしております。

原告の主張は、当社グループがOAI株式をGTIに譲渡する時に、GTIおよび原告に対し、意図的に虚偽の情報を提示したため、誤った情報に基づく融資を行ったというものであります。

(2) 損害賠償請求金額 23.07 百万 US ドル

(参考：平成16年3月期末連結純資産額 8,423 百万円)

5. 当社の見解

当社グループは、平成15年11月14日に開示したGTIおよびOAIを原告とする訴訟と同様、本訴訟は、当社グループの適切な情報開示と誠実な株式売買交渉に基づいて行われた取引に対して、不当な申立がなされていると考え、徹底して争う所存であります。

以 上